

甲府市国民保護協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲府市国民保護協議会条例(平成17年甲府市条例第44号)第7条の規定に基づき、甲府市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(異動の報告)

第2条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を会長に書面により報告しなければならない。

(会議の招集)

第3条 協議会を招集するときは、協議会の日時、会場及び議題を定め、開催日の10日前までに委員に通知しなければならない。

(幹事会)

第4条 協議会の所掌事務を補佐するために甲府市国民保護協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集し、その議長は互選とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、事務局を甲府市企画部危機管理対策室危機管理課に置く。

- 2 事務局に局長、局員を置く。
- 3 局長は、危機管理対策室長を充てる。
- 4 局員は、局長が指名する。

(記録)

第6条 事務局長は、次の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

- (1) 会議の開催日時と会場
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した条件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他参考事項

- 2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。